



目 次		ページ
告 示		
○県統計調査の実施	(統計分析課)	1
○保安林の指定予定の通知 (5件)	(治山林道課)	1
○基本測量の実施の通知 (4件)	(用地対策課)	2
○基本測量の終了の通知 (3件)	(")	2
高知県人事委員会告示		
◎給料表別級別職務区分表の一部改正		2

告 示

高知県告示第237号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和元年7月16日
高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
ジビエの利用に関するアンケート調査
- 調査の目的
県内におけるジビエの利用量を把握して、ジビエの利用拡大を推進するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
施設
 - 属性
ジビエの解体処理施設
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
ア 前年度のシカ、イノシシその他の解体処理数
イ 施設の抱える課題
 - その基準となる期間
報告を求める年の前年4月から3月までの1年間
- 報告を求める者
 - 数
約30施設
 - 選定方法

県が把握している解体処理施設の全数

- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - 調査方法
郵送調査
- 報告を求める期間
毎年8月中旬から9月末日まで

高知県告示第238号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐市宇佐町宇佐字常楽3002（次の図に示す部分に限る。）、3003
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字常楽3002・3003（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第239号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和元年7月16日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市森沢字城重山3628の1から3628の3まで、3628のニ
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第240号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和元年7月16日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町脇ノ山字藤木谷393
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤木谷393（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第241号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和元年7月16日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町中ノ川字市ノ藪36、40
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇市ノ藪40(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第242号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡禰原町広野1255、1259から1266まで、1354から1358まで

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
広野1259・1261・1355・1357(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第243号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨

の通知を平成31年3月15日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正及び国土広域情報修正)

2 作業期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 作業地域
高知県全域

高知県告示第244号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成31年4月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量(一等磁気測量)

2 作業期間
令和元年5月7日から令和2年3月31日まで

3 作業地域
室戸市

高知県告示第245号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和元年6月10日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業期間
令和元年7月26日から令和2年3月31日まで

3 作業地域
土佐清水市及び幡多郡三原村

高知県告示第246号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和元年6月24日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業期間
令和元年8月27日から令和2年3月31日まで

3 作業地域
宿毛市及び四万十市

高知県告示第247号

国土交通省国土地理院長から平成30年4月高知県告示第343号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成31年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第248号

国土交通省国土地理院長から平成30年5月高知県告示第416号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成31年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第249号

国土交通省国土地理院長から平成30年10月高知県告示第822号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成31年2月23日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月16日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の7級の知事部局の項中「港湾振興監」を削り、同表の8級の知事部局の項中「地域産業振興監」を「地域産業振興監 港湾振興監」に改める。